

2026春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

②構成組織方針

構成組織名	私鉄総連
方針決定日	2026年2月3日
要求提出日	春闘方針決定後、2月上旬の予定
回答指定日	連合方針に基づきヤマ場に設定する予定

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	<p>26春闘において、労働集約型産業である私たちの産業は「人」が最大の財産であることから、魅力的な産業を構築するために、最大限の「人への投資」を求めます。「継続した賃上げの定着」を不变なものにするため、月例賃金にこだわって働きに見合った賃金水準を勝ち取り、組合員とその家族の生活を守るため、全ての組合員の力を結集し、総・地連、単組がこれまで以上に連携強化をはかり、産業別統一闘争として全国が一丸となり、職場からたたかいを構築していきます。</p> <p>(1)全ての組合が、要求書提出後すみやかに交渉を開始するとともに、回答(指定)日時の厳守に重点をおき、たたかいを進めます。</p> <p>(2)企業を支える最大の財産は「人」であり「人への投資」の重要性を強く主張するとともに賃上げの流れを継続し、働く者への適正な配分を求める。</p> <p>(3)実質賃金の維持のため「定昇相当分(賃金カーブ維持分)」を確保したうえで、賃金の回復・向上および格差是正をめざし「ペア分(生活維持分+生活回復・向上分)」の要求獲得に取り組みます。</p> <p>(4)年間臨時給は、年間収入の維持・回復・向上に取り組みます。</p> <p>(5)産業別最低賃金の引き上げを求める。</p> <p>(6)非正規雇用労働者の待遇改善に取り組みます。</p> <p>(7)私鉄春闘相場波及のためには、数字での情報共有が極めて重要であり、さらに意思疎通をはかります。</p>
II. 基盤整備	<p>●運賃制度の課題</p> <p>私鉄総連は、安全対策や要員の確保に向けた労働環境の改善には、適正運賃が必要であることについて事業者と共通認識を持ったうえで、国や地方自治体に対して運賃改定に対する柔軟な対応や、地域社会の理解・許容性の確保、適正運賃と周期的な運賃改定に向けた環境整備を求めていきます。また、学生割引定期券や高齢者割引などについては本来、社会政策として行政が負担するべきものであることから、各要請行動において、関係省庁に補助制度の創設を求めていきます。</p>
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	

III-1.賃金要求	
■月例賃金	<p>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</p> <p>第2次中期賃金方針をふまえ、引き続き賃金の上げ幅だけでなく、それぞれの賃金水準を段階的に達成できるよう、「賃金の絶対値」をより意識した賃金改善に取り組みます。それぞれの水準については、各調査の過去5年間の移動平均で算出しています。なお、第3次中期賃金方針の策定に向けては、私鉄総連本部内での中期賃金方針検討委員会で引き続き議論を深めています。</p> <p>(1)最低水準／年齢別の推計標準生計費 (人事院勧告「標準生計費」より産労総研が試算) 30歳:190,380円 35歳:217,684円 40歳:244,982円</p> <p>(2)平均水準／ポイント年齢別モデル賃金(主要組合・所定内賃金水準) (連合「構成組織の賃金・一時金・退職金」より) 高卒、事務・技術労働者 30歳:280,501円 35歳:320,997円 40歳:352,571円 高卒、生産労働者 30歳:276,302円 35歳:318,696円 40歳:347,210円</p> <p>(3)到達水準／資本金5億円以上・労働者1,000人以上 (中央労働委員会「賃金事情調査」より) 高卒、一般職相当 事務・技術(総合職) 30歳:296,960円 35歳:349,800円 40歳:387,760円 高卒、生産 30歳:269,120円 35歳:313,100円 40歳:346,080円</p> <p>※ 調査によって、回答企業数・集計者数が異なるため、到達水準が平均水準を下回っている数値もあります。</p> <p>○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</p> <p>定昇相当分(賃金カーブ維持分) 2.0% プラス ベア分(生活維持分+生活回復・向上分) 15,600円</p>
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	<p>●産業別最低賃金要求</p> <p>①2025年度地域別最低賃金+10%とすること。 ②最低水準165,800円を引き上げること。 ③月額換算に用いる1カ月の労働時間は173.8時間とすること。ただし、労使で確認ができる場合は、当該労使の所定労働時間とすることができます。 ④各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。 ⑤協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させること。 ⑥月額換算の計算において、円位未満の端数が生じたときは、円位を単位として切り上げること。</p>
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	<p>●賃上げ要求に付随する引き上げ基準</p> <p>①最低引き上げ額基準 高卒19歳・勤続1年:19,100円 (定昇相当分:3,500円(定額)+ベア分(生活維持分+生活回復・向上分)15,600円) ②高卒18歳初任基本給 180,000円とする。この水準に達している組合は、現行協定金額を15,600円引き上げる。 ③バス運転士25歳初任基本給 192,000円とする。この水準に達している組合は、現行協定金額を15,600円引き上げる。</p>

<p>■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応</p>	<p>●年間臨時給 ①2025年度の協定月数を堅持すること。 ②削減を余儀なくされた組合は、回復分を強く要求すること。 ③年間協定が5カ月に満たない組合は、5カ月とすること。 ④年間協定が5カ月に達した組合は、昨年実績以上を要求すること。 ⑤協定は、夏冬別途ではなく、年間協定とすること。 ●非正規雇用労働者の労働条件改善 1時間あたり、130円以上を引き上げることを基本とする。 この間の秋闇の取り組み、特に21秋闇の産別統一要求である「非正規雇用労働者の正規雇用化」の早期達成をめざしながら、当面、月例賃金・時間給の引き上げと「底上げ」「底支え」「格差是正」をはかる取り組みを展開し、産業相場の下支えをします。連合の考え方を参考に「時給1,300円以上」の実現をめざしながら、雇用形態間など、格差の是正に向けた取り組みを進めます。</p>
--	---

III-2.「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

<p>■「豊かな生活時間の確保」と「あるべき労働時間の実現」の取り組み ・休日増、勤務間インターバル制度導入 ・年休取得促進など</p>	
<p>■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み</p>	
<p>■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み</p>	
<p>■人材育成と教育訓練の充実</p>	
<p>■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み</p>	
<p>■職場における安全衛生対策の推進に関する取り組み</p>	
<p>■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み</p>	
<p>■障がい者雇用に関する取り組み</p>	
<p>■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備</p>	
<p>■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み</p>	
<p>■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み</p>	
<p>III-3. ジェンダー平等・多様性の推進</p>	
<p>・女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進</p>	

III-4. 集団的労使関係の強化・構築と組織拡大の取り組み

<p>・組織拡大の取り組み ・「労働協約」(「労働協約」に代わる覚書や組合規約など)の組合員範囲の見直しなど</p>	<p>組織強化の取り組み ①業種別連絡会の開催 ②登録人員の適正化 ③組織統一対策(競合組合対策)</p>
--	---

III-5.「ビジネスと人権」に関する取り組み	
・ビジネスと人権に関する取り組み方針の策定、教育・研修の実施など	
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	
2025年秋季年末闘争	III-2.「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善などの労働条件については、私鉄総連は秋季年末闘争として取り組んでいます。今年度は、1.治療と仕事の両立支援のための環境整備、2.育児介護におけるさらなる環境整備の2点の他産業別統一要求のほか、地連統一要求や単組独自要求を掲げ取り組んでいます。
交通政策要求に関する産業別統一行動	<p>私たちが働く私鉄・バス・ハイタク産業は、国民の生命や財産を運ぶ「公共交通機関」であり、重要かつ必要不可欠な社会インフラです。また、観光貸切バスを含む観光産業は、経済発展や国民の生活を豊かにするという重要な役割を担っています。持続可能な公共交通を構築するために、多くの交通政策課題の解決に向け、今年度も交通政策要求に関する産業別統一行動に取り組みます。</p> <p>私鉄総連は春闘の一環として交通政策要求に関する産業別統一行動を推進します。行動は、①交通政策要求実現地域行動、②交通政策要求実現中央行動、③公共交通利用促進運動全国行動とし、3つの行動を連携させながら、交通政策要求の実現をめざします。</p> <p>●26春闘交通政策要求実現中央行動要請項目/鉄軌道・バス・ハイタク共通の要請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域公共交通ネットワークの維持と再構築 2. ライドシェア(白タク)合法化阻止 3. 要員確保対策の強化と働く者の健康確保 4. 燃料油脂費の高騰対策 5. 公共交通利用促進 6. 観光立国政策の推進 7. 第三者暴力行為やカスタマーハラスメント防止に向けた対策強化、など